

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C事業場（以下「事業場」という。）に雇用され、郵便と小包の配送業務等に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、〇室に呼び出され、配達時の軽貨物自動車を運転する際に一時停止をしていないことを叱責され、解雇通告を受けたため、体調に不調を感じたという。請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「気分変調症」と診断された。
- 3 本件は、請求人が同疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長がこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F34 気分変調症」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、平成〇年〇月〇日にEの解雇通告と受け止められる発言によって強い心理的負荷があった旨を主張していることから、以下、検討する。

この点、請求人がEから直接、事業場幹部同席のもとで、交通違反に係る指導、叱責を受け、改善が見られない場合には、今後の運転業務での雇用を継続することが難しい旨説諭されていたことは事実であると認められる。もっとも、同説諭の趣旨は請求人の交通違反を戒めることにあり、Eが請求人に対して解雇通告を行ったとする客観的証拠は存在しない。したがって、退職を強要されたとの請求人の主張は採用できず、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当であり、請求人が解雇通告に相当する強い叱責であったと感じたとしても、その心理的負荷の強度は「中」にとどまるものと判断する。

その他、審査官は、出来事として認定基準別表1の「非正規社員である自分の契約満了が迫った」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」）を評価しているところ、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

- (4) 以上のとおり、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「中」、「弱」

となる出来事が各々1つ認められ、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。